PREMIER ANTI-AGING

2025年9月11日

各 位

会 社 名　プレミアアンチエイジング株式会社
代表者名　代表取締役社長　松　浦　　清
（コード番号：4934 東証グロース）
問合せ先　執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長
上　原　　祐　香
（TEL．03－3502－2020）

資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年10月29日開催予定の第16回定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1．資本金の額の減少について

（1） 減資の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、適切な税制の適用を通じて当社グループの成長戦略をより強力に推進し、また今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

（2） 減資の要領

① 減少する資本金の額

2025年9月11日現在の資本金の額の1,351,544,930円のうち、1,301,544,930円を減少し、50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合は、減資前の資本金の額が変動いたしますが、その場合でも減少する資本金の額は上記の額（1,301,544,930円）といたしますので、減少後の資本金の額は上記の額（50,000,000円）よりもストック・オプションの行使による資本金増加分だけ大きくなることとなります。

② 資本金の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額1,301,544,930円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（3）減資の日程（予定）

①　取締役会決議日	2025年９月11日
②　定時株主総会決議日	2025年10月29日（予定）
③　債権者異議申述最終期日	2025年11月30日（予定）
④　減資の効力発生日	2025年12月１日（予定）

２．　今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、本件につきましては、2025年10月29日開催予定の第16回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上